

「市民と語る会」～市民とつくる未来の太宰府～（要点記録）

- 行政区 白川

- 日時 平成 28 年 10 月 29 日（土）午後 1 時 30 分～午後 3 時 8 分

- 出席者 （市民） 30 人（当該区：25 人 その他：5 人）
（執行部） 6 人
市長、副市長、総務部長、地域健康部長、建設経済部長、議会事務局長
（事務局） 4 人
経営企画課長、地域づくり課長、広聴広報係長、広聴広報係員

- 会議内容
 - 1 開会のことば 午後 1 時 30 分～

 - 2 出席職員の紹介 午後 1 時 33 分～

 - 3 市長あいさつ、まちづくりについて説明 午後 1 時 35 分～

 - 4 市長と市民との意見交換 午後 2 時 5 分～
(別紙)

 - 5 お礼のことば 午後 3 時 6 分～

 - 6 閉会のことば ～午後 3 時 8 分

		質問・意見等	区に対する回答
質問者 1	意見 1	渋滞解消について。 平成 14 年から住んでいるが、五条交差点は混む。時差式信号にしたらいい。	(建設経済部長) 筑紫野古賀線の交通量が多いため、現在は駅から来る方が時差式信号となっています。筑紫野警察署と協議をして、長くしてもらっております。梅大路など周囲の信号との連動もありまして、警察と協議中ではあります。県道になりますので、右折レーンや左折レーンなど、県と協議し、意見を聞きながら取り組んでいきたいと思ひます。
質問者 2	意見 1	観世音寺前の、押しボタン式信号がある三叉路について。 下から出てくる車が多くて危険。ここを普通の信号機にしてほしい。県道から右折する際、後続車が渋滞するので改良を望む。	(建設経済部長) 市議会の委員会でも指摘されておりました。県・警察と協議してまいります。
	意見 2	大宰府政庁前交差点は、右折する際、後続車が渋滞するので改良を望む。	
質問者 3	意見 1	政庁跡の復興、国分寺の七重塔の復元をしてほしい。 国分寺などの復興に市が力を貸すと政教分離的に問題があるのか。市はどう考えるのか。観光についてもどう考えているのか。一番は七重塔を復元してほしい。	(市長) 現実的に今できることは、天満宮一極集中の現状を、観世音寺・水城跡など、面的・線的に考える事です。政庁通りは出店規制の緩和をしています。人がたまるような場所がほしいと思ひています。政庁については、門の再現を、という意見もござひます。ARの技術や、日本遺産の構成文化財を巡るなど、まず金のかからないものから、順番を考えながらしていきたいと思ひます。
質問者 4	意見 1	1 月～2 月ごろの冬時期、カーブミラーが白く曇って危険。白川橋の近くや、その他多数ある。白く曇らないものにできないのか。	(建設経済部長) 製品的にはあると聞いております。 できるところから考えていきたいと思ひます。すぐに全てを変えることは難しいですが、各自治会からの要望と合わせて、予算等考えていきたいと思ひます。

		質問・意見等	区に対する回答
質問者 5	意見 1	決算は黒字に見えるが本当か。	(総務部長) 黒字は本当です。しかし、市債というものがございませう。市債残高が約 238 億円でございませう。後々償還の際に、交付税等の措置もございませう。史跡地の買い上げについては、95%補助金がきませう。それらを考えませうと、21.4%、50 億円程度が市のいわゆる借金という形です。
	意見 2	コミュニティ無線のスピーカーの位置が低すぎる。公園にスピーカーをつけたらどうか。	(総務部長) コミュニティ無線につきましては、風向きにより聞こえ方に差がございませう。また、移設の際には、全体への聞こえ方など、調査が必要です。コミュニティ無線以外にも、防災メールまもるくんやV-N e t 等がございませうので、ぜひご登録をお願いいたしませう。
質問者 6	意見 1	御笠川前に家がある。 川の中に草も多く、水害を心配している。 市からは県の工事と言われたが納得いなかいう。	(建設経済部長) 県により今年度、五条橋から上流に向かって、木の伐採や浚渫工事を予定してございませう。工事時期や場所につきましては、また自治会長などを通して報告させていたしませうと思ひませう。 (市長) 鷺田川との合流地点も浚渫と擁壁の工事をしましませう。今年度は五条橋から上流を予定してございませう。川の中に木が生えていませうような状況もございませうので。
質問者 7	意見 1	各家庭に浸透ますを作るよう指導したらいい。そしたら川に流れる水が少なくなるだらう。	
	意見 2	数日前、体育センターの非常用発電機がいきなり動き出した。市役所に電話したら警備員が来たがなにも対応できなかつた。対応できるような人を常に配置してほしい。	(副市長) 体育センターにつきましては、警備会社と連携をとつてございませう。不備があり申し訳ありませう。

		質問・意見等	区に対する回答
	意見 3	老人センターのボイラーが夜中にいきなり動きださうるさい。連絡したら困りができたが、何も報告がなかった。何をするのか、何をしたのか、いつも報告がまるっきりない。	(市長) 今後気を付けてやらせます。
質問者 8	意見 1	今年も昨年も、観世音寺のコスモスが咲いていない。雑誌にも載っているし、遠くから人も来ている。景観を良くしてほしい。	(市長) 水城と観世音寺はコスモスの種をまいております。今年は咲きが悪くございます。雨や種まきの時期も関係しているかと思えます。 (経営企画課長) 昨年は、ボランティアに頼みましたが、予定日に連日雨が降り、種まきができませんでした。今年も連作障害も関係しているかもしれません。原因は究明中です。自然が相手ですので、天候の問題もあるかと思えますが、市としてできる努力をしてみたいと思います。
質問者 9	意見 1	観世音寺前の県道のタイルが滑る。市役所前の歩道のレンガは割れたら、アスファルト舗装にしてほしい。御笠川沿いの桜並木の歩道がレンガであるのはわかるが、凸凹になったりして段差があり走りにくい。アスファルト舗装にかえてほしい。	【後日回答：建設課】 景観と危険防止の両面を考えながら歩道設置時に考えていきたいと思えます。
質問者 10	意見 1	渋滞について。年末年始、朝日地藏尊前の道は抜け道にされている。川の横の道は勝手に一通にされた。ちゃんと各団体と協議してほしい。バスは大町の方に抜けたら良いのに。	(経営企画課長) 担当者に伝えます。

		質問・意見等	区に対する回答
質問者11	意見1	<p>白川地区排水設備について。</p> <p>1、白川区の排水路は大雨の度に満杯状態にあり、毎年住居に浸水する。東観世団地からの流水を遮断してほしい。</p> <p>2、白川排水路の対策工事は終了しているのか。現在も増水時水路高以上の流水がある。</p> <p>3、白川排水路上部の堰に入る以前に、流入河川上部の雑木、草等を定期的に除去、整備してほしい。</p> <p>4、市は各戸の住宅建設時に自家の一時貯水装置の設置等を指導する考えはないか。また市の設備として治水用の大型貯水調整池を設けるような計画はないか。</p> <p>5、白川排水路上部に設置した歩行者ガードの下段柵の下にもう一本横柵棒を設置願いたい。</p>	<p>【後日回答：建設課】</p> <p>1、東観世からの流水は止められませんので、河川整備から水路整備を行ってまいります。</p> <p>2、ゲリラ豪雨など気象状況の変化に対応するための対応は必要と考えています。</p> <p>3、現地巡回などをして、除去・整備に勤めます。</p> <p>4、今のところ指導計画や市事業としての計画はありませんが、今後、貯水池の必要性は感じておりますので、研究してまいりたいと思います。</p> <p>5、現地を確認しましたので、どのようなものが転落防止になるか検討して、実施していきたいと思います。</p>
	意見2	<p>白川区の交通政策と市内の渋滞緩和策について。</p> <p>1、正月時駐車場から白川区の御笠川沿いの道路への車のう回路は生活道路であり、迂回路として使用しないでほしい。(太宰府地区への進入車両を遮断し、遮断する駐車場からバス送迎する等)</p> <p>2、太宰府天満宮に関係する車両往来に起因し渋滞することが多い。天満宮は市民に迷惑をかけていることの自責の念はあるか。天満宮として渋滞解消法を検討、投資を計画しているのか。</p> <p>3、白川・五条・新町・観世・連歌屋・三条地区の将来の道路計画、渋滞緩和策を示して欲しい。</p>	<p>【後日回答：建設経済部】</p> <p>1、市全体の問題でもありますので、市、天満宮、西鉄などで組織します会議でも協議をしていますし、市議会でも質問していただいておりますので、検討してまいります。</p> <p>2、天満宮の意向はわかりかねますが、渋滞対策の必要性に関しては十分認識されております。</p> <p>3、渋滞緩和策も短期で実施できるものの中・長期での計画が必要なものをわけて考えていくことにしています。短期として、交通規制・安全な通学路確保・一部道路拡幅・舗装改修工事を実施していきます。中・長期として、総合交通計画策定にむけた交通量調査等業務委託、道路計画の策定・事業実施など抜本的な対策を行うための事業を実施していきます。そのためにも福岡県、筑紫野警察署など関係者との渋滞対策に関する委員会を設置していく予定です。</p>

	質問・意見等	区に対する回答
意見 3	<p>区内の美観・市の観光政策について。</p> <p>1、雑草の整備が出来ていない。</p> <p>(1) 年2回の雑草刈取りを1~2回増やして整備願いたい。</p> <p>(2) 特に整備を要する場所</p> <p>①街路樹の植え込み②御笠川沿いの川の土手③建重寺橋~小学校土手④建重寺橋に巻き付いた葛</p> <p>2、市の観光都市としての政策・町並みの在り方等は如何か。</p>	<p>【後日回答：建設経済部】</p> <p>状況等も確認してはおりますが、全市的に草刈りの要望はありますので、観光都市としてどのようにするのかを関係課とも協議をしながら検討します。</p>
意見 4	<p>市内公共施設にWiFiの配置(設備)をしてほしい。特にいきいき情報センターで使いたい。</p>	<p>【後日回答：文書情報課】</p> <p>市では観光地や観光施設を中心にWiFi設置を行っています。太宰府館、観光案内所、展示館にはすでに設置しており、今後も観光地には整備していく予定です。また最近は民間の携帯会社のサービスが充実してきており、熊本地震の時は、地震後は携帯会社が無料でWiFiを使えるように対応されたこともございます。セキュリティの問題もあるため、現在は公共施設へのWiFi設置は予定していませんが、今後、必要であれば検討いたします。いきいき情報センターには、インターネットが使える端末も設置しておりますのでご活用ください。</p>

	質問・意見等	区に対する回答
意見 5	<p>新体育館の活用について。</p> <p>1、交通弱者が楽に行ける公共交通網の整備・渋滞解消策を示してほしい。(バスのルート案内)</p> <p>2、現在の白川にある体育館の活用はいかがされるか。</p>	<p>【後日回答：スポーツ課】</p> <p>1、総合体育館への主な交通機関ですが、まほろば号が体育館前に停車いたしますので、ご利用をお願いいたします。まほろば号のダイヤ改正については、今後の体育館の事業内容や利用状況を見ながら、路線全体にも影響してまいりますので、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、西鉄電車のご利用でしたら、西鉄都府楼前駅から徒歩 10 分程度で、西鉄都府楼前駅からまほろば号（吉松回り）をご利用されますと体育館前までは 4 分の乗車時間となっております。</p> <p>また、渋滞解消策については、大会等開催される際には事前に車の乗り入れルートの周知、利用団体へ公共交通機関の利用、及び乗り合わせでの来場を推進することにより、少しでも当日の交通渋滞が緩和するよう努めております。</p> <p>2、現在、体育センターは地域スポーツの活動においてなくてはならない施設であると考えております。総合体育館の利用開始後は、市民大会レベル等の中規模なものは会場を移行することになると思われませんが、練習等については、引き続き体育センター周辺地域のスポーツ施設としてご利用いただきたいと考えております。また、風水害時の第 1 次避難所として指定されており、体育センターは市内の防災の拠点としても重要な役割を担っております。</p> <p>今後も、周辺地域の身近な生涯スポーツ活動の拠点施設、また市内の防災拠点施設として位置づけ、市民の皆様にご利用願いたいと考えています。</p>

	質問・意見等	区に対する回答
意見 6	<p>交通弱者に対する施策について。</p> <p>1、白川区メイン道路にコミュニティバスの運行をしてほしい。</p> <p>2、白川区に小規模物販店舗出店の申し出があった場合許可されるのか。(出してほしい)</p>	<p>【後日回答：地域づくり課】</p> <p>1、コミュニティバスについては、利用者の皆さまから利便性の向上に関する多くの要望が寄せられていますが、事業内容の見直しなどによる経費削減を図る必要があることも認識しているところです。これらを踏まえ、現在、安全で効率的な運営に努めていますことから、新規の路線拡充は大変厳しい状況となっています。なお、今後コミュニティバスを取り巻く環境の変化を把握しながら、適正な運営に努めてまいります。</p> <p>【後日回答：都市計画課】</p> <p>2、白川橋の延長道路までは1種住居地域ですので、小規模物販店舗等の店舗の出店は可能ですが、それからは、1種低層専用住居地域ですので、併用店舗で50㎡未満でなければならない地域であるため難しいと思います。規制が厳しく、より快適に住んでいただく地域ですので、10mの高さ制限、最低敷地面積165㎡なども規制がある地域です。</p>
質問者 12	<p>河川の中にある木について。</p> <p>河川の中や護岸に、故意に木を植えることは違法なことなのか。また、それを管理者が放置していた場合、何か罰則などはあるのか。遠賀川で、地域で川の土手に桜の木を植えたら問題になった事件があったと記憶している。</p>	<p>【後日回答：建設課】</p> <p>河川法第27条により植樹については許可を受けなければならないとしており、河川法違反になります。河川法には管理者の放置については謳っていませんが、現実に許可を得ずに植樹されている方が特定されれば文書や口頭で除去をお願いすることになります。</p>